

わくわく鹿児島中央認定こども園関係者評価委員会規定

(設置)

第1条 本園の自己評価並びに保護者による評価の客観性・透明性を高め,本園と密接に関係する者との理解促進や連携協力による園運営の改善を図るために園関係者評価委員会を設置する。

(役割)

第2条 本園の自己評価並びに保護者による評価等に基づいて,園が策定した重点目標・計画の実施について,今後の取組についての助言等を行う。

(業務)

第3条 園関係者委員会は,前条に定める役割を達成するために,園長の諮問に基づき次の業務を行う。

- (1) 園の諸活動の観察等
- (2) 自己評価結果の評価
- (3) 保護者による園評価の評価
- (4) 園運営の重点目標等の評価
- (5) 園運営の改善に向けた助言

(構成)

第4条 園評価委員会に次の委員を置く。

- (1) 民生委員
- (2) 児童委員
- (3) 小学校校長

2 委員の任期は,2年とする。ただし,再任を妨げない。また,任期中に退任した場合の後任者の任期は,前任者の在任期間とする。